

大阪市西区広報紙「かぜ」広告募集要項

民間企業等との協働により区の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、西区広報紙「かぜ」に広告枠を設け、次のとおり募集します。

1 媒体の概要

- (1) 名称 西区広報紙「かぜ」
- (2) 形状 タブロイド判
- (3) 頁数 8ページ（うち、5回は12ページ）
- (4) 発行部数 約30,000部（令和7年度予定発行部数。1号あたりの部数であり、月により前後します。）
- (5) 発行方法
 - ・ 毎月1日（4月号は3月31日）に西区内の新聞朝刊（朝日・毎日・読売・産経・日本経済）に折込
 - ・ 上記新聞未購読世帯のうち希望者には配送
 - ・ 西区役所、西区民センター、中央図書館、西屋内プール、西スポーツセンターなど西区内の大阪市関連施設、区内郵便局14か所、地下鉄駅構内9か所、配架や掲示等にご協力いただいている区内マンション、広報サポーターにご協力いただいている店舗等に設置

2 広告の規格

- (1) 掲載場所
各月号2面の最下段
（ただし、広報紙企画編集業務にかかる事業者の提案内容により変更する場合がある。）
- (2) サイズ
縦65mm×横125mm（ただし、2枠申込みされた場合縦65mm×横253mm）
- (3) 刷り色
フルカラー
- (4) フォント
JIS規格約7ポイント（10級相当）を最小とする。ただし、特別な場合（表、リスト、地図等）はJIS規格約5.5ポイント（8級相当）まで使用できます。
- (5) 問合わせ先（広告主の所在地、連絡先の固定電話番号等）は必ず明示してください。
- (6) 「広告」表示の規格
広告枠内側の右上に、次のとおり、罫線で囲み「**広告**」と表記してください。
枠の大きさ：縦4mm×横9mm（罫線含む）
罫線の太さ：0.2mm
刷り色：白地に黒字（スミベタ）
フォント：UDゴシック（ユニバーサルデザインに対応したゴシック系のフォント）
フォントサイズ：JIS規格約9ポイント（12級相当）
位置：広告枠内側の右上に2mmの間隔

3 広告掲載料金

毎号1枠あたり30,000円（税込）

4 広告掲載期間

令和7年5月から令和8年4月まで（1か月単位）

※ 広告を掲載する期間は毎月1日～月末までとなり、掲載希望者は1か月単位で掲載期間を指定できます。

5 募集期間

(1) 広告申込受付開始日

令和7年1月31日（金）から先着順（ただし、同日の場合抽選とする。）

※ 先着順や抽選については「[8 広告掲載の決定](#)」をご参照ください。

(2) 申込期限

別表のとおり

※ 申込期限後でも、広告枠に空きがある場合は、申込みを受け付ける場合がありますので、ご相談ください。

6 募集枠数

募集月のうち、2枠募集は10ヵ月、4枠は2ヵ月（※）

各号1事業者2枠の申込みも可

※ 4枠は令和7年9月号・令和8年2月号

7 広告掲載の申込み

「行政オンラインシステム」または送付・持参で別表の申込期限までに申込みください。電話・ファックス・メール等での申込みは受け付けません。

(1) 「行政オンラインシステム」による申込み方法

各項目に必要な事項を入力し、広告原稿添付のうえ申込みください。

※ 「行政オンラインシステム」は事前の登録が必要です。

【申込みの流れ】

- ① 「行政オンラインシステム」にログインする。
- ② 必要事項の入力及び広告見本を添付し申請する。
- ③ 申請後、申請の完了メールが申請者あてに届きます。

【必要事項】

- ① 事業者情報
- ② 広告掲載情報（掲載希望月・枠数など）
- ③ 広告見本（ファイル形式はPDF・JPG・JPEG・PNGのみ）

(2) 送付・持参による申込み方法

必要書類を西区役所総務課（事業調整）へ送付、または5階52番総務課窓口へ提出してください。〔送付の場合は、期限日必着。窓口への提出の場合は、期間内の月曜日から金曜日9:00～12:15、13:00～17:30（土日祝日を除く）〕

【必要書類】

- ① 大阪市西区広報紙「かぜ」広告掲載申込書
（西区役所ホームページからダウンロードし、必要事項をご記入ください。）
- ② 広告見本

【申込み先】

〒550-8501 大阪市西区新町4丁目5番14号
大阪市西区役所総務課（事業調整）

8 広告掲載の決定

先着順とし、広告掲載申込書等受付後、西区役所において審査を行い、掲載の可否を通知します。

※ 先着順とは、受付日順とし、同日に受け付けた申込みについては公開抽選により順位を決定します。抽選は西区役所の職員が行いますが、当日立会いを希望する場合は、「行政オンラインシステム」入力時もしくは広告掲載申込書記載時に該当欄へチェック☑してください。

※ 抽選の結果、第1順位が1枠申込者、第2順位が2枠申込者の場合、2枠申込者が事前に広告掲載申込書のチェック欄において1枠に変更する旨を承諾している場合は、1枠に変更し掲載します。また、2枠申込者が1枠に変更する旨を承諾していない場合は、第3順位以降の申込者へ権利を移譲します。

※ 送付での申込みの場合は、西区役所総務課（事業調整）が書類を受領した日をもって受付日とします。

※ 受付開始日以前に申込書類が到着した場合は、受付開始日に受領したものとします。

9 広告原稿の作成及び提出

(1) 掲載が決定した広告の原稿については、指定する期日までに、イラストレーターによる完全データ（文字はアウトライン化）にキャンプ（出力見本）添付のうえ、西区役所総務課（事業調整）へ提出してください。（メール可）

(2) 広告見本・広告原稿の作成にかかる一切の費用は、申込者の負担とします。

10 広告掲載料金の支払い

広告掲載料金は、西区役所が発行する納入通知書により、別表記載の広告掲載料金納入期限までに大阪市公金収納取扱金融機関に一括前納してください。

11 広告掲載料金の返還

既納の広告掲載料金は返還しません。ただし、区長が特別の事由があると認めるときはこの限りではありません。

12 広告掲載の取下げ

広告掲載の取下げは、発行日の前々月5日まで書面にて受付けます。以降の取下げは受付けできませんので、徴収した広告掲載料金についても返還いたしません。

13 広告掲載決定の取消

次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取消すものとします。

- (1) 広告が、編集・発行上支障となるとき
- (2) 指定する期日までに広告掲載料金の納付がないとき
- (3) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (4) その他区長が必要と認めたとき

14 その他

(1) 広告掲載については、「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市西区役所広告媒体への広告掲載要領」に適合し、かつ、区の広報紙の品位を損なわないものとしてください。

(2) 内容に疑義が生じた場合、また本募集要項に記載のない事項については、必要に応じ西区役所と広告掲載事業者双方協議のうえ定めます。

(3) 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。第三

者から広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決してください。

- (4) 広報紙の広告欄の枠外に「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。広告内容に関するご質問は、広告に掲載された連絡先にお問い合わせください。」の表示を行います。

(別表)

掲載月	申込期限・広告見本提出期限	広告掲載料金納入・ 完全データ提出期限 (予定)
5月	令和7年2月18日(火曜日)	令和7年3月11日(火曜日)
6月	令和7年3月19日(水曜日)	令和7年4月9日(水曜日)
7月	令和7年4月17日(木曜日)	令和7年5月12日(月曜日)
8月	令和7年5月23日(金曜日)	令和7年6月12日(木曜日)
9月	令和7年6月19日(木曜日)	令和7年7月9日(水曜日)
10月	令和7年7月17日(木曜日)	令和7年8月7日(木曜日)
11月	令和7年8月19日(火曜日)	令和7年9月8日(月曜日)
12月	令和7年9月17日(水曜日)	令和7年10月8日(水曜日)
1月	令和7年10月17日(金曜日)	令和7年11月7日(金曜日)
2月	令和7年11月14日(金曜日)	令和7年12月5日(金曜日)
3月	令和7年12月10日(水曜日)	令和8年1月6日(火曜日)
4月	令和8年1月16日(金曜日)	令和8年2月5日(木曜日)